

取 申 交通非効を一筆懸罪を同一ノ基準にシテ裁断スルハ

難 難ニ關スル求業案
交通各團體ノ申請ニ對シテ審議期間

費一圓ニ附シテ徴収スル計

具 附 表

トシキモノヤム

上ノ其審議ニ於テ實ニ審議委員ヲ設立シテ審議期間ニ對シテ

審議ナル旨ニテ公衆ヲ啓蒙シ出テテモ審議期間ニ對シテ

取 申

取申ノ際今費五十萬ニテハ審議ノ期ヲ短縮スルハ困難ナリ

組合費前上ニ關スル計

非常ニ長日月ヲ要スルノミナラズ該問題ヲ業際智識
ナキ人々ニヨル裁判ノ決果可成矛盾シタル結果ヲ見
ル事ガ多イ故ニ吾々ハ特ニ交通上ニ特殊ナル技能ヲ
持ツ人ヲ當時者トスル海上ニ於ケル「海事審判所」
ノ如キ交通特別裁判所ノ必要ヲ痛感スル
大會ノ決議ヲ以テ政府ニ向ツテ特別裁判所設置ヲ要
求スル事

他ノ交通團體共協力シテ是レガ實現ヲ計ルコト

自動車従業員取締諸法規改正ニ關スル決議案

三 由 現在施行サレツ、アル自動車従業員取締諸法令ハ實

情ニ添ハザル愚法テアルコトハ當局モ認ムル所デア

ルコト